

農業振興地域整備計画の変更（農振除外）の申出

1 農業振興地域整備計画の変更

農用地区域内の農用地は、農業上の利用を確保する目的でその用途が指定されています。農業以外の他の目的に利用する場合は、あらかじめ農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域から除外しなければなりません。

※農用地区域内において、農業用施設以外の建設などのため農地転用や開発行為を行う場合は、農用地利用計画変更（除外）の手続きが必要になります。

2 農用地区域除外の要件

- (1) その土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- (2) 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (4) 農業用排水施設や農道など農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (5) 土地基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること。

《その他の留意事項》

他法令に基づく許可

農地法に基づく農地転用、都市計画法等に基づく開発行為の許可等他法令に基づく許認可が得られることが見込まれること。

3 農用地区域からの除外手続き

農用地区域から除外手続きの受付は、県との農業振興地域整備計画の変更手続きが完了した後に、計画変更申出期間を設け受付しております。

受付期間については、広野町ホームページでお知らせをいたします。

なお、計画変更申出にあたっては、計画対象農地が農用地に指定されているか、計画内容等を事前に産業振興課に相談してください。

(1) 農業振興地域整備計画変更申出書の申出先

産業振興課

電話 0240-27-4163

※除外には要件があり、申出をいただいても必ず除外できるとは限りませんので、除外を希望する農地の選定及び事業の計画は慎重にお願いします

(2)農用地利用計画変更申出（農振除外申請）の受付期間
申請受付は随時行っていますが、県の協議は年2回です。

① 受付期間 4月～9月

県への協議 10月

② 受付期間 10月～翌年3月

県への協議 4月

(3)提出書類

1. 農用地利用計画変更申出書
2. 農用地区域からの除外要件（判断の根拠となる資料も添付すること）
3. 位置図（縮尺1/50,000程度 縮尺・方位・除外・変更する地域を（朱書きにて）明示する）
4. 現況図（縮尺1/10,000程度 付近の地形、土地利用状況、縮尺、方位、変更する土地を（朱書きにて）明示する）
5. 土地利用計画図（建物又は施設等の面積、位置及び施設建物間の距離を表示する。平面図は縮尺1/500～1/2,000程度とし、縮尺、方位を明示）
6. 用排水計画図（取水及び排水（雨水、汚水等）の経路を示す図面）
7. 公図の写し（変更する区域を明示する。）
8. 申請土地の登記事項証明書
9. 名寄せ帳
10. 資金計画
11. 融資証明書（融資を受ける場合のみ）
12. その他参考となる資料等

※提出書類は各2部作成し提出

(4) 農業振興地域整備計画変更の手続きの流れ

重要変更

- ・農振除外申出締め切り
(9月と3月の末日、休日の場合は末日の前の金曜日)
- ・関係機関(調整・意見聴取)
- ・農業委員会・農業協同組合等
- ・県との事前調整・回答
- ・公告・縦覧(30日間)
- ・異議申出期間(15日間)
- ・農業振興地域整備計画変更後の決定公告
- ・申請者へ同意通知

4 農業振興地域整備計画の用途の変更

農業振興地域の農用地区域の農地に、転用が必要な農業用施設を建設する場合は、農業振興地域整備計画の軽微な変更が必要です。

なお、農業用施設の面積と内容によっては、農地転用が必要になり他法令の許認可が必要な場合がありますので、ご注意ください。

(1) 農業振興地域整備計画の用地変更申出書の申出先

産業振興課

電話 0240-27-4163

(2) 申出受付期間

随時(ただし、農振編入及び除外による計画変更の協議中は不可)

(3) 提出書類

1. 農用地利用変更申出書
2. 位置図(縮尺1/50,000程度 縮尺・方位・除外・変更する地域を(朱書きにて)明示する)
3. 現況図(縮尺1/10,000程度 付近の地形、土地利用状況、縮尺、方位、変更する土地を(朱書きにて)明示する)
4. 土地利用計画図(建物又は施設等の面積、位置及び施設建物間の距離を表示する。平面図は縮尺1/500~1/2,000程度とし、縮尺、方位を明示)
5. 用排水計画図(取水及び排水(雨水、汚水等)の経路を示す図面)

6. 公図の写（変更する区域を（朱書き）明示する。）
7. 申請土地の登記事項証明書

※提出書類は各**2部**作成し提出

(4) 農業振興地域整備計画変更の手続きの流れ

軽微変更

- ・随時受付
- ・農業振興地域整備計画変更後の計画の決定公告
- ・農用地利用計画の軽微な変更（報告）
- ・申請者へ通知